

○内子町個人情報保護条例

平成17年1月1日
条例第11号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 個人情報の取扱い(第7条—第14条)
- 第3章 個人情報の開示等の請求(第15条—第24条)
- 第4章 救済の手続(第25条・第26条)
- 第5章 内子町個人情報保護審議会(第27条)
- 第6章 補則(第28条—第32条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を明らかにすることにより、町政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、町民の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人にに関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。
- (2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。
- (4) 公文書 内子町情報公開条例(平成17年内子町条例第10号) 第2条第2項に規定する公文書をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(町民の責務)

第4条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努め、又は個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

(出資法人等の責務)

第6条 町が出資する法人等で実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づき実施機関が行う個人情報の保護に関する施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の届出等)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

3 町長は、前2項の規定により届出された事項について一般の閲覧に供するとともに、内子町個人情報保護審議会に報告しなければならない。この場合において、内子町個人情報保護審議会は、当該報告を受けた事項について、町長に意見を述べることができる。

4 前3項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

- (1) 臨時に収集された個人情報を取り扱う事務
- (2) 一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務

- (3) 物品若しくは金銭の送付若しくは受領又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務
- (4) 町の職員又は職員であった者に関する事務
(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 次条ただし書の規定に基づき他の実施機関から提供を受けるとき。
- (5) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (6) 所在不明、心神喪失その他の事由により、本人から収集することができないとき。
- (7) 争訟、選考、指導、相談、交渉等の事務を行う場合で、本人から収集したのでは当該事務の目的の達成に支障が生じ、当該事務の適正な遂行を困難にすると認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、内子町個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は内子町個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ不可欠であると実施機関が認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

4 法令等の規定による申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該行為を行おうとする者以外の者の個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第2項第1号の規定により収集されたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、収集したときの個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 同一の実施機関内で利用し、又は他の実施機関若しくは実施機関以外のものに提供する場合で、事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当な理由があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、内子町個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

(オンライン結合による提供の制限)

第10条 実施機関は、オンライン結合(通信回線を用いて、電子計算機その他の機器を結合し、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し得る状態にする方法をいう。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、法令等の規定に基づくとき、又は内子町個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるときは、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものに提供することができる。

3 実施機関は、オンライン結合により提供した個人情報の保護が適切に講ぜられず個人の権利利益が侵害されていると認めるときは、オンライン結合を停止することができる。

(提供先に対する措置要求)

第11条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(適正な維持管理)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又

は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置等)

第13条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該委託に係る契約において、個人情報の適切な取扱いについて委託を受けたものが講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損の防止その他適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 個人事務の取扱いを伴う事務の委託を受けた事務に従事している者又は従事した者は、当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(是正の申出)

第14条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報の取扱いが、この条例に違反して不適正であると認めるときは、当該個人情報の取扱いのは正を申し出ることができる。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による申出(以下「是正の申出」という。)について準用する。

3 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所

(2) 是正の申出の対象となる個人情報及びその取扱いの内容

(3) 是正を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

4 第21条第2項の規定は、是正の申出をしようとする者について準用する。

5 実施機関は、是正の申出があったときは、遅滞なく、必要な調査を行った上、当該是正の申出に対する処理を行い、当該処理内容(当該是正の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあっては、その理由を含む。)を当該是正の申出をした者に対し、書面により通知しなければならない。

6 実施機関は、前項の場合において、是正の申出の内容を勘案して必要があると認めるときは、内子町個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。

第3章 個人情報の開示等の請求

(開示の請求)

第15条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己の個人情報(第7条第4項に規定する事務に係るものを除く。前条第1項、第19条第1項及び第20条第1項において同じ。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示をしないことができる個人情報)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。

(1) 法令等の規定により、開示をすることができないと認められる個人情報

(2) 開示請求の対象となった個人情報に請求者以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であって、開示をすることにより、当該個人の正当な権利利益を侵害すると認められるもの

(3) 開示請求の対象となった個人情報に法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる場合であって、開示をすることにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの

(4) 国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)の機関と実施機関との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示をすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあると認められるもの

(5) 個人の評価、診断、判定、選考、指導等に関する個人情報であって、開示をすることにより、事務の適正な遂行に支障が生ずると認められるもの

(6) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関における審議、検討、調査、研究等の意思形成過程における個人情報であって、開示をすることにより、公正かつ適正な意思形成又は当該審議に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(7) 実施機関又は国等が行う取締り、立入検査、許可、認可、試験、交渉、涉外、争訟、監査その他の事務事業に関する個人情報であって、開示をすることにより当該事業の目的を失わせ、又は公正若しくは円滑な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

(8) 実施機関以外のものから提供された個人情報であって、開示をすることにより、当該個人情報を提供したものとの協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあると認められるもの

(9) 開示をすることにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(10) 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた個人情報であって、開示することにより、当該未成年者の利益に反すると認められるもの

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、前条各号のいずれかに該当する個人情報（以下「非開示情報」という。）を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報とそれ以外の個人情報とが併せて記録されている場合において、非開示情報の部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨が損なわれない程度に合理的に分離できるときは、その部分を除いて、当該個人情報の開示をしなければならない。

(訂正の請求)

第19条 第23条第1項の規定により開示を受けた自己の個人情報について事実に誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することができる。

2 第15条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。

(削除の請求)

第20条 第23条第1項の規定により開示を受けた自己の個人情報が第8条第1項、第2項又は第3項に規定する制限を超えて収集されたと認めるときは、その削除を請求することができる。

2 第15条第2項の規定は、削除の請求について準用する。

(請求の手続)

第21条 第15条第1項の規定による個人情報の開示、第19条第1項の規定による個人情報の訂正又は前条第1項規定による個人情報の削除（以下「個人情報の開示等」という。）の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示等の請求に係る個人情報の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 個人情報の開示等の請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、実施機関に対し、当該開示等の請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 個人情報の訂正の請求をしようとする者は、前項に規定するもののほか、当該訂正の内容が事実に合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

4 実施機関は、開示等の請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該開示等の請求をした者に対して、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該開示等の請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(請求に対する決定等)

第22条 実施機関は、前条第1項に規定する個人情報の開示等の請求があったときは、当該請求のあった日から起算して、個人情報の開示の請求にあっては15日以内に、個人情報の訂正又は削除の請求にあっては30日以内に当該個人情報の開示等の請求について個人情報の開示等をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないことについてやむを得ない理由があるときは、請求があった日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示等を請求した者（以下「開示等請求者」という。）に対し、速やかに延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を開示等請求者に対し、書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、前項の場合において、請求に係る個人情報の全部若しくは一部の開示、訂正又は削除をしない旨の決定をしたときは、同項に規定する通知書にその理由を付記しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該期日を併せて付記しなければならない。

5 第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に、実施機関が開示等の請求に係る決定をしないときは、開示等請求者は、開示等をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

6 実施機関は、第1項に規定する決定をする場合において、当該決定に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。

7 開示等請求に係る公文書が著しく大量であるため、当該請求があつた日から起算して60日以内にそのすべてについて決定等をすることにより行政事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、開示等請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示等決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示等決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(開示等の方法)

第23条 実施機関は、前条第1項の規定により個人情報を開示する旨の決定(第18条の規定による部分開示に係る決定を含む。)をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該決定に係る個人情報の開示をしなければならない。

2 個人情報の開示は、公文書の当該個人情報に係る部分について、文書、図面又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム及び電磁的記録については紙その他これに類するものに出力されたものの閲覧又は写しの交付により行う。

3 実施機関は、個人情報の開示をする場合において、当該個人情報を記録した公文書を直接開示することにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、その他相当の理由があるときは、当該公文書の写しの閲覧又はその写しの交付により開示をすることができる。

4 個人情報の開示を受ける者は、実施機関に対して、当該開示を受ける者が当該開示に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

5 実施機関は、前条第1項の規定により、訂正又は削除をする旨の決定をしたときは、速やかに当該個人情報の訂正又は削除をしなければならない。

(費用負担)

第24条 個人情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき、個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第4章 救済の手続

(不服申立て)

第25条 第22条第1項の決定に不服がある者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づき、不服申立てをすることができる。

2 実施機関は、前項の不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由に却下するときを除き、遅滞なく、内子町個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決裁又は決定を行わなければならない。

(苦情の処理)

第26条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

第5章 内子町個人情報保護審議会

(内子町個人情報保護審議会)

第27条 この条例の規定による実施機関の諮問に応じて、審議又は審査をするため、町長の附属機関として、内子町個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて審議するとともに、実施機関に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

4 審議会の委員は、学識経験者のうちから町長が委嘱する。

5 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会は、第1項及び第2項に規定する審議又は審査のため必要があると認めたときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をることができる。

7 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(国等との協力)

第28条 町長は、個人情報を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体からの協力の要請に応じるものとする。

(町長の調整)

第29条 町長は、他の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し報告を求め、又は助言することができる。

(運用状況の公表)

第30条 町長は、毎年度、この条例の運用状況について、公表するものとする。

(他の制度等との調整)

第31条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については適用しない。

(1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第8条第1項の規定により総務大臣に届けられた統計調査によって集められた個人情報

- (2) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の収集によって得られた個人情報
 - (3) 図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として、管理されている図書、刊行物、資料等に記録されている個人情報
- 2 他の法令等その他別の定めにより、個人情報の開示等その他個人情報の取扱いに関する手続の定めがあるときは、その定めるところによる。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際、合併前の内子町、五十崎町及び小田町並びに解散前の内山地区施設事業事務組合(以下「合併関係町等」という。)から承継された個人情報については、この条例の相当規定により収集されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併関係町等の機関において行われていた個人情報の処理で、この条例の施行の際、実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定により行ったものとみなす。
- 4 施行日の前日までに、合併前の内子町個人情報保護条例(平成15年内子町条例第20号)、五十崎町電子計算機処理に係る個人情報保護条例(平成7年五十崎町条例第16号)又は小田町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(平成14年小田町条例第21号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 この条例施行の際現に実施機関が保有している個人情報に係る個人情報取扱事務に関する第7条第1項の規定については、同項中「個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日以降、遅滞なく、個人情報を取り扱う事務について」とする。